

東京地裁民事11部（佐村浩之裁判長）は昨年12月12日、全教が文部科学大臣と公立学校共済組合理事長を相手に、公立学校共済組合理事、運営審議会委員の任命の不当性を訴えた裁判について判決を言い渡しました。

判決では、文部科学大臣

主張

新聞全教

解説

と公立学校共済組合が、理事と運営審議会委員を、日教組と全日教連の推薦者に独占させ、全教の推薦者を選任手続から排除していることを認めつつ、任命が違法となるということはでき

る。被告組合の運営に反映することが期待でき、また、各教職員団体の間の公平感も保たれることから、一つの優れた方策であるといえる。文部科学省においては、候補者に関する情報

を被告組合の運営に反映することに配慮が不足していることを率直に指摘しています。この点では、証拠調べにより私たちが明らかにしてきた、全教が選任手続から排除されてきたという事実

全教は、東京高裁に控訴して勝訴判決のためにたたくととも、地裁判決でも指摘している「公正」性を選任手続の中で実現するため、裁判外でも運動をすすめていくことを中央執行委員会で確認しました。

# 東京地裁が不当判決 「公正」求め引き続き

ない」として、任命取消の訴えを却下し、損害賠償請求を棄却しました。

入手を教職員団体に依存しているとの現状を踏まえれば、被告大臣の裁量権行使に当たり、複数の教職員団

に沿う認定がされており、評価に値します。しかしながら、判決の結論部分は、不当にも「直ちに違法とまではいえない」とし、文科

公立学校共済組合が教職員の声を抑えつけた事実実施のためにも、すみやかな公正任命が求められます。

判決理由をみると、「教職員団体に対する運営審議会委員の比例配分は、異なる教職員団体の多様な意見

考慮することが相当であると考えられる」として、

省擁護の立場から脱することではできませんでした。

（全教生権局 水落貴司）